

[事案 2019-5] 年金返還請求無効請求

・令和2年3月31日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の年金返還請求に対し、返還義務がないことの確認と未払分の年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

養父が、昭和53年5月、平成2年5月、平成5年6月にそれぞれ契約した年金保険について、年金受取人である養父が年金支払応当日前に死亡したことを理由に、保険会社よりすでに受け取った年金について返還請求されたが、以下の理由により、年金の返還を拒否する。併せて未払分の年金を支払ってほしい。

- (1)各契約は、年金受取人の死亡日の前日に、生存確認用の公的書類を提出して、年金を請求したが、毎年一度の生存確認をした上で、1年間分の年金が後払いで支払われているため返還義務はない。
- (2)各契約は、契約日から2年後の契約応当日に年金支払が開始したが、約款には年金支払開始日が契約日から2年後であるとの記載はない。よって、年金支払開始日に支払われた第1回の年金は、同日から遡及する1年間に対応するものの為、2年のうち残余1年間に対応する年金が未払である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約は、毎年の契約応当日における被保険者の生存を条件に、同時点から将来1年間分の年金を支払うことを内容としており、各契約の契約応当日に被保険者が生存していなかった以上、既払年金は返還されなければならない。
- (2)各契約について未払いの年金はない。契約日から2年後の契約応当日に年金支払が開始したとの主張は、申立人の事実誤認である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約で支払われた年金の返還拒否および未払分の年金の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。